

令和 8 年度
堺市伝統産業生産力強化支援補助金
募 集 要 領

■ 申請受付期間 ■

令和 8 年 5 月 1 日（金）から 令和 9 年 1 月 29 日（金）
（建物の取得又は改修を含む場合、令和 9 年 3 月 31 日（水）まで）
※申請は、予算に達した時点で終了となります。

■ 受付及び問合せ先 ■

堺市産業振興局 産業戦略部 地域産業創造課
TEL 072-228-7534
FAX 072-228-8816
E-mail chisan@city.sakai.lg.jp

1. 制度の趣旨

伝統産業事業者が行う工場用建物の取得・改修や生産設備の購入・修繕、操業環境の改善、稀少道具類の購入・修理に要する経費を支援することにより、生産力を強化し、伝統産業の振興を図ることを目的としています。

なお、生産力強化とは、伝統産品を継続的かつ安定的に製造するための生産環境を整備し、生産力を強化する次の行為をいいます。

- ① 工場の用に供する建物の取得又は改修により、生産基盤を整備すること。
- ② 生産設備の購入又は修繕により、生産量、品質等を向上させること。
- ③ 工場の温湿度、騒音、振動等の対策により操業環境を改善し、稼働率の向上等につなげること。
- ④ 稀少道具類の購入又は修理により、技能継承、生産活動の維持・拡大及び品質の安定化を図ること。

2. 補助対象者

補助対象者は、以下の（１）（２）のいずれかに該当する者とします。

- （１）伝統産業事業者（本市内に主たる事業所を有し、打刃物、注染・和晒、線香、昆布加工（手すき昆布）のいずれかの伝統産品（以下伝統産品）を製造する事業者）のうち、中小企業基本法(昭和 38 年法律 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は小規模事業者（※ 1）。ただし、みなし大企業（※ 2）は除く。
- （２）（１）の者により組織された団体（産地組合等）

※ 1 中小企業者又は小規模事業者

以下の表のとおりです。なお、従業員にはパートタイム、アルバイト労働者を含めず。

中小企業者		小規模事業者
資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
3 億円以下	300 人以下	20 人以下

※ 2 みなし大企業

次のいずれかに該当するものをいいます。

- ・ 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有する。
- ・ 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有する。
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占める。

3. 補助の対象となる事業等

補助対象事業及びそれぞれの対象者は以下の表のとおりです。

補助対象事業	補助対象者
① 工場（※3）の用に供する建物の取得（※4）又は改修	伝統産業事業者のうち、中小企業者、小規模事業者又は団体
② 生産設備（※5）の購入又は修繕	伝統産業事業者のうち、中小企業者及び小規模事業者
③ 操業環境改善のための設備（※6）の購入又は修繕	伝統産業事業者のうち、②の補助対象事業を合わせて実施する小規模事業者 ただし、①の補助対象事業を合わせて実施しない者に限る
④ 稀少道具類（※7）の購入又は修理	伝統産業事業者のうち、小規模事業者

つまり…

- 団体 → 補助対象事業①のみ申請が可能です。
- 中小企業者 → 補助対象事業①、②のみ対象です。合わせての申請も可能です。
- 小規模事業者 → 補助対象事業①～④すべて対象です。複数事業合わせての申請も可能です。
ただし、補助対象事業③は、①と合わせての申請が不可であり、②と同時にのみ申請が可能です。

※3 工場

本市内において伝統製品の製造の用に供する建物

※4 取得

工場の用に供する建物を新設、増設、建替えまたは購入により調達することをいう。

※5 生産設備

伝統製品の製造工程に直接に用いられ、生産基盤を支えるものをいう。

（例）ベルトハンマー、研磨機械、炉、コンプレッサー、染め台など

※6 操業環境改善のための設備

温湿度、騒音、振動等を対策し、生産活動を間接的に支えるものをいう。

（例）スポットクーラー、防音壁など

※7 稀少道具類

伝統的技術又は技法による製造に不可欠で、かつ代替が困難な道具をいう。

（例）どひんなど

4. 補助金額及び補助対象期間

補助金額及び補助対象期間については以下の表のとおりです。

補助対象事業	補助率	補助金限度額	補助対象期間
① 工場の用に供する建物の取得又は改修	10分の1以内	上限5000万円 下限100万円	事業計画認定日からその翌年度の3月31日
② 生産設備の購入又は修繕	3分の1以内 ただし、①と合わせて実施する場合、又は工場の用に供する建物の取得もしくは改良と合わせて実施する場合（※8）、 2分の1以内	上限200万円 下限10万円	交付決定日からその年度の3月31日 ただし、①と合わせて実施する場合は計画認定日からその翌年度の3月31日
③ 操業環境改善のための設備の購入又は修繕	3分の1以内	上限200万円 下限10万円	交付決定日からその年度の3月31日
④ 稀少道具類の購入又は修理	3分の1以内	上限50万円 下限10万円	交付決定日からその年度の3月31日 ただし、①と合わせて実施する場合は計画認定日からその翌年度の3月31日

※補助金下限額未満の事業は補助の対象になりません。

つまり…

補助対象期間については、

- 補助対象事業①を含む場合、事業計画認定日からその翌年度の3月31日まで。
- 補助対象事業①を含まない場合、交付決定日からその年度の3月31日まで。

※8 工場の用に供する建物の取得もしくは改良と合わせて実施する場合

補助対象事業①の下限額には満たない金額で、工場の取得や改良を実施する場合を指します。

なお、改良とは、自己の用に供している建物内部を伝統製品の製造に適した環境に改装し、工場の拡張又は機能の向上を図ることをいいます。

（組合せの例）

- 1億円で工場を建設し、300万円の生産設備を導入する場合
→ 補助対象事業①と②を申請可。
補助金額は①1000万円、②150万円（補助率2分の1）の計1150万円
- 800万円で工場を改良し、300万円の生産設備を導入する場合
→ 補助対象事業②のみ申請可。補助金額は150万円（補助率2分の1）。

○300 万円の設備導入のみ行う場合

→ 補助対象事業②を申請。補助金額は 100 万円（補助率 3 分の 1）。

5. 補助対象となる経費

(1) 補助対象経費について

補助対象経費は、補助事業の執行に必要と認められる経費のうち、補助対象期間における以下の表に掲げる経費です。

また、補助対象として取得又は改修する建物の中に補助対象となる機能とその他の機能が存在する場合は、各機能が有する床面積により建物に占める割合を算定し、当該割合を以下の表に定める経費に乗じて得た額とします。

（例：建物の 1 階が工場、2 階が事務所の場合は、1 階部分のみが補助対象となります）

補助対象事業区分	補助対象経費
① 工場の用に供する建物の取得又は改修	建物、建物付属設備、構築物の設計、取得、建築、改修、既設物撤去、運搬等に係る費用（土地の測量、造成、取得、使用等に係る経費を除く）
② 生産設備の購入又は修繕	生産設備の購入、製造、改良、据付、修繕、機械等の試運転、運搬等に要する経費（汎用性が高く使用目的が特定できないとみなされるものは除く。）
③ 操業環境改善のための設備の購入又は修繕	設備の購入、製造、改良、据付、修繕、運搬等に要する経費
④ 稀少道具類の購入又は修理	道具類の購入、製造、改良、修繕、運搬等に要する経費

(2) 補助対象とならない経費について

- ① 補助事業の目的に合致しない経費
- ② 帳票類（請求書、領収証等）に不備がある経費
- ③ 消費税及び地方税法、その他諸税、収入印紙代
- ④ 補助対象期間前に入手したものの後払い経費や、補助対象期間後に入手するための前払い経費
- ⑤ 他の用途の経費と区別ができない経費（費用の算出について疑義がある場合は事前にご相談ください。）
- ⑥ その他公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

(3) その他留意事項

① 補助対象経費の支払い方法について

- ・ 原則現金払い又は銀行振込による支払いをお願いします。
- ・ 小切手による支払いは領収書がある場合のみ認めます。
- ・ 他の取引と相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による支払いは認められません。
- ・ クレジットカードや電子マネーによる支払いは、真にやむをえない場合のみ認める場合がありますが、決済完了状況を確認するために、別途提出資料が必要になりますので、事前にお問い合わせください。
- ・ 補助対象経費の支払いによりポイントが付与された場合は、その支払いをした経費は補助対象となりません。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算（1 ポイント 1 円相当等）できる場合は、その金額分を補助

対象経費から減額し、その残額を補助対象経費として取り扱って差し支えありません。

②他の補助金との関係

本事業の実施に際し、他の助成制度（補助金、委託費）等を活用して財政的な支援を受ける場合は、当該他の助成対象事業費を本事業の補助対象経費から除外した場合に限り、補助金を交付することができます。その場合、実績報告において収支状況を明らかにしてください。なお、二重交付に該当する場合は、交付金額の全部又は一部を取り消す場合があります。

6. 申請期間と申請方法

(1) 事業計画の認定申請期間

事業計画に補助対象事業①を含む場合、令和8年5月1日（金）から 令和9年3月31日（水）まで。
事業計画に補助対象事業①を含まない場合、令和8年5月1日（金）から 令和9年1月29日（金）まで。

※申請は、事業計画に含むすべての契約や発注、購入の前にしてください。

※申請は、ひとつの事業計画につき1回のみです。ひとつの事業計画を、切り分けて複数回申請することはできません。

※既に認定を受けた事業計画がある場合はその事業計画が完了するまで、又は認定が取り消されるまでは新たに申請することができません。

※申請は、予算に達した時点で終了となります。

(2) 申請方法

申請書類を電子メール、郵送、持参のいずれかの方法により提出してください。

(3) 申請書類

- ① 堺市伝統産業生産力強化支援補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
- ② 役員情報届出書（様式第1号の2。法人の場合に限ります。）
- ③ 事業計画書（様式第2号）
- ④ 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書（登記がない場合を除きます。）
- ⑤ 直近の決算報告書の写し（個人の場合は、これに相当する書類）（第1期決算未達の場合は申立書）
- ⑥ 直近の事業年度に係る法人の市民税（個人の場合は、直近の年度に係る市民税）を完納したことを証する書類の写し又は非課税であることを証する書類の写し（第1期決算未到達の場合は申立書）
- ⑦ 補助対象経費の見積書の写し又は予定額を確認できる書類
- ⑧ 建物の平面図及び工場の配置図（補助対象事業①の場合のみ）
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

(4) 申請受付・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 地域産業創造課 担当：原

所在地 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 高層館7階

TEL 072-228-7534 FAX 072-228-8816 E-mail chisan@city.sakai.lg.jp

7. 事業計画の審査

事業計画の認定可否は、堺市 産業振興局 産業戦略部 地域産業創造課において審査します。事業計画に疑義がある等の場合、堺市中小企業者等支援事業審査会で認定可否について審査する場合があります。なお、審査基準は以下のとおりです。

●審査基準

(1) 事業による効果

事業計画が申請事業者の伝統製品の生産における課題を解決し、生産力を強化することが期待できるか。

(2) 事業の実現可能性

事業計画が妥当かつ実現可能なものであるか。

※原則提出書類により審査しますが、必要に応じてヒアリングの実施や補足資料の提出を求める場合があります。

8. 事業計画の認定可否と補助金の交付申請

(1) 事業計画の認定可否は、文書にて通知します。

(2) 補助金の交付申請

審査の結果、事業計画の認定を受けた者は、以下の期限までに交付申請を行ってください。

●提出期限

- ・事業計画に補助対象事業①を含む場合、補助事業で取得又は改修した工場での事業を開始した日から起算して 30 日以内又は事業を開始した日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日
- ・事業計画に補助対象事業①を含まない場合、事業計画の認定を受けた日から起算して 30 日以内

●提出書類

- ① 堺市伝統産業生産力強化支援補助金交付申請書（様式第 5 号）
- ② 収支予算書（様式第 6 号）
- ③ 補助対象経費の見積書又はこれに相当する書類の写し
- ④ 認定可否通知書（様式第 3 号）の写し
- ⑤ 建物の取得又は改修に係る契約書の写し（補助対象事業①の場合のみ）
- ⑥ 事業計画書（様式第 2 号）（事業計画の認定申請時と変更があった場合のみ）
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

(3) 交付決定

交付申請の決定又は不決定については、文書にて通知します。

9. 事業計画認定及び交付決定の取消

(1) 取消

事業計画の認定及び補助金の交付決定を受けた後、次のいずれかに該当する場合は、計画認定及び交付決定を取り消します。

- ① 偽りその他不正な手段により事業計画の認定及び補助金の交付決定を受けたとき
- ② 補助要件を満たさなくなったとき

③ 以下の補助金の交付の条件を遵守していないと認められるとき

- ・補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- ・補助事業に要する経費の配分の変更（予算総額の 100 分の 20 以内の流用増減を除く）、補助事業の内容の変更、又は補助事業の中止、若しくは廃止をしようとする場合においては、速やかに市長に報告すること。
- ・補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）若しくは堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）に該当しないこと。
- ・申請事業者が法人の場合にあっては、その役員（法第 9 条第 21 号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと。
- ・規則の規定に従うこと。

④ その他事業計画の認定を取り消すことが必要であると市長が認めるとき

※交付決定の全部が取り消されたときは、当該事業計画も取消となります。

(2) 補助金の返還

上記により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則に定めるところにより、期間を定めて補助金の返還を命じます。

10. 実績報告

補助金の交付申請を行った日の翌年度の 4 月 15 日までに以下に掲げる書類を提出してください。

- (1) 堺市伝統産業生産力強化支援補助金実績報告書（様式第 11 号）
- (2) 事業実施報告書（様式第 12 号）
- (3) 収支決算書（様式第 13 号）
- (4) 補助対象経費に係る支出を証明する書類の写し
- (5) 補助事業を実施したことを証明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

11. 補助金の額の確定

実績報告に係る書類等により、その内容を審査し、適当と認めるときは、堺市伝統産業生産力強化支援補助金確定通知書（様式第 14 号）により通知します。

12. 補助金の請求

補助金の額の確定通知を受けた日から起算して 15 日以内に、堺市伝統産業生産力強化支援補助金交付請求書（様式第 15 号）により、補助金の交付請求をしてください。

1 3. 成果の公表等

市が事業の成果について、報道機関又は各種媒体等を通じ公表するなど、広く周知する場合は、協力をお願いします。また、市が実施する他の産業施策へも積極的に参画いただきますようお願いいたします。

1 4. 事業実施経過報告

補助事業終了後 2 年間は、毎年度末までに、堺市伝統産業生産力強化支援事業実施経過報告書（様式第 17 号）を提出し、生産実績や体制についての報告をしてください。また、事業内容の確認のために、現地調査及び聞き取りを実施する場合がありますので、その際は必ずご協力ください。

1 5. その他

- (1) 申請内容に変更が生じる可能性がある場合または変更が生じた場合もしくは補助事業について廃止または中止しようとする場合は、すみやかに堺市地域産業創造課までご相談ください。また交付決定後の補助金の増額変更はできません。
- (2) 補助事業により取得、購入または効用の増加した不動産や財産で、市長が補助金の交付の目的を達するために特に必要があると認めて定めるもの（※ 9）を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。

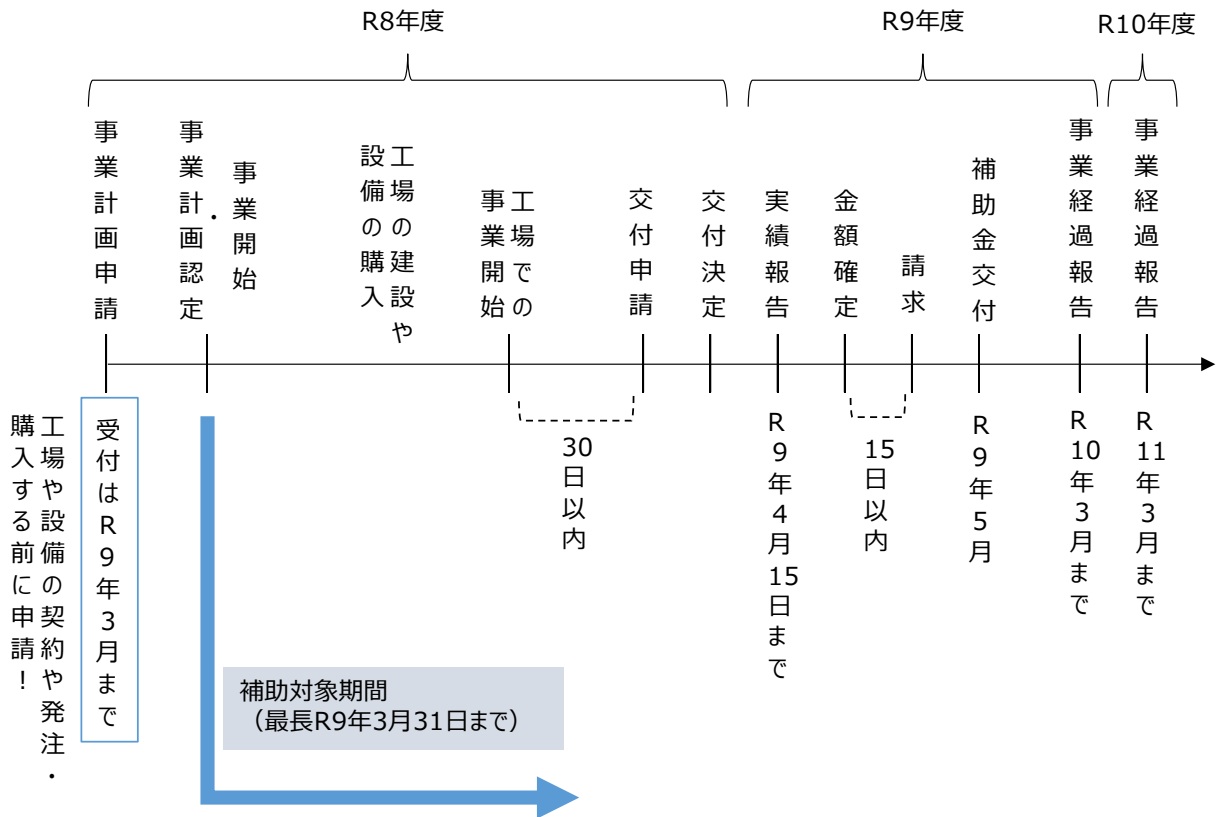
※ 9 市長が補助金の交付の目的を達するために特に必要があると認めて定めるもの

財産の種類と期間は以下のとおり

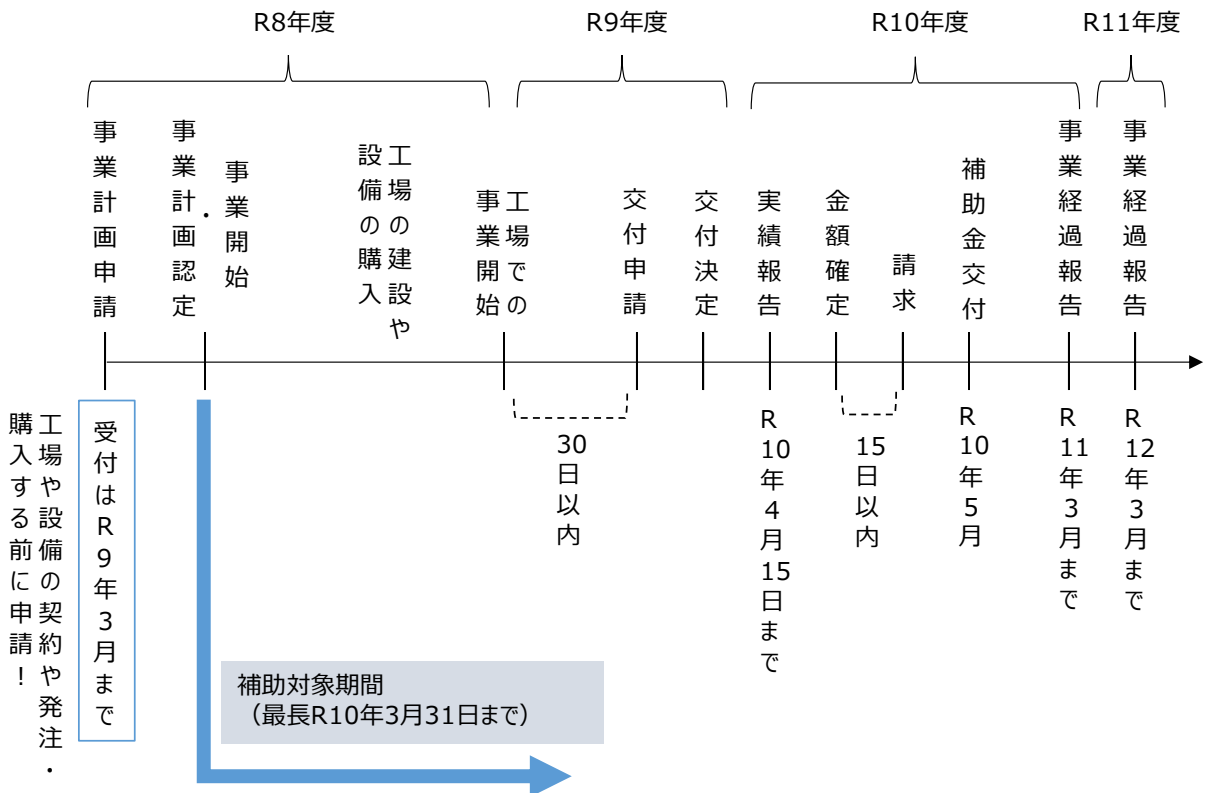
- ・財産の種類 取得若しくは購入価格又は効用の増加した価格が 10 万円以上の財産
- ・期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間

16. 補助金交付までのスケジュール例

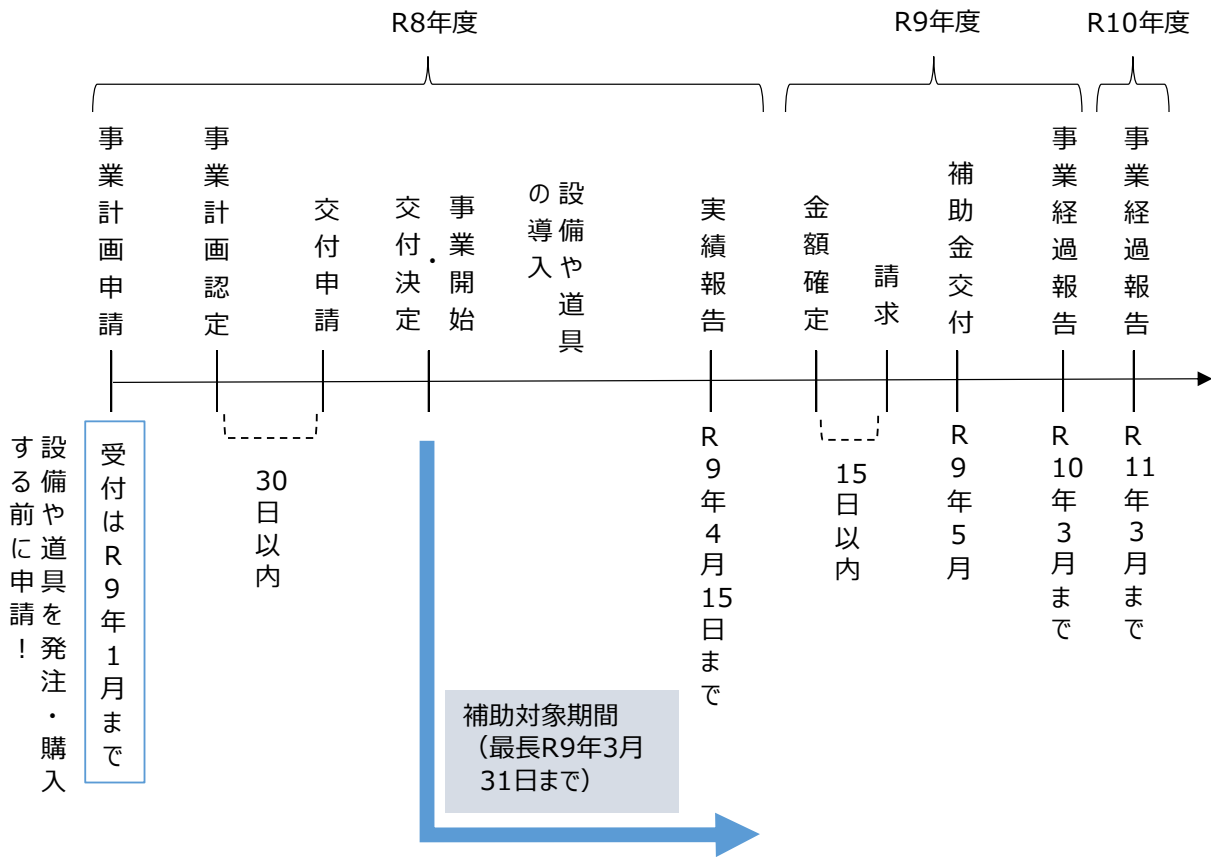
○工場を新設し、生産設備も導入する場合で、R8年中に事業が完了する場合



○工場を新設し、生産設備も導入する場合で、R9年度中に事業が完了する場合



○設備の導入又は稀少道具の購入のみ行う場合



※上記に加えて、補助事業の進捗状況の報告を求める場合があります。